

確定申告は期限内に!!

申告書の提出と納付の期限

◇所得税

2月16日(月)～3月16日(月)

◇贈与税

2月2日(月)～3月16日(月)

◇消費税(個人事業者)

1月5日(月)～3月31日(火)

●国税庁のホームページ

[http://www.nta.go.jp]

申告書の作成等ができます。

●e-Tax(国税電子申告・納税システム)

[http://www.e-tax.nta.go.jp]

インターネットで申告や

納税ができます。

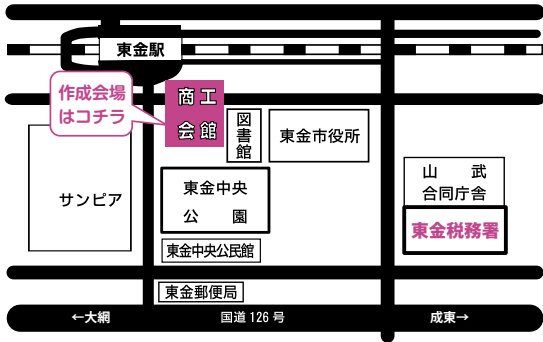
税務署での申告書の作成・

相談、提出(特設会場)

東金税務署では、2月13日(金)から3月16日(月)まで東金商工会館1階で、申告書の作成・相談、提出を受け付けます。

【注意】

・会場と税務署の駐車場はご利用できません。



・土・日曜日、祝日の相談、受付は行っていませんが、申告書はe-Tax(インターネット)や郵便、または信書便による送付と税務署の時間外文書收受箱に投函することで提出できます。

※申告書の「控」が必要な方は、返信用封筒(住所・氏名を記入し切手を貼付)を同封してください。(e-Tax申告を除く。)

確定申告の無料相談会 <税理士会>

税理士会では、今年も確定申告書作成の無料相談会を開催します。

○税理士無料申告相談会

とき 1月29日(木)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場2階第1会議室

対象者

①小規模納税者の所得税・

消費税

②年金受給者・給与所得者の

の所得税

※土地、建物、株式等の譲

渡所得は除きます。

※申告書の提出のみの方は、

直接税務署へお持ちいた

だくか、郵送で提出して

ください。

【注意】

・混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

・相談会場には、申告書をご自身で作成できるように筆記用具・電卓・前年の確定申告書の「控」・印かん・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等をご持参ください。

◆問い合わせ

東金税務署

☎0475(52)3121

町民税・所得税の 申告相談・提出会場

2月16日(月)から3月16日(月)までの土・日曜日を除く毎日、文化会館に申告の相談会場を開設します。

町で受けられない申告相談

次に該当する申告相談は、町では受けられませんので税務署へご相談ください。

- ・青色申告
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除
- ・消費税
- ・贈与税
- ・相続税

※提出のみの方は、税務課、文化会館で受け付けします。
※町民サービスセンターでは、提出等の受付はできません。

給与や賃金を支払う方へ <源泉徴収票・給与支払報告書>

平成26年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、2月2日(月)までにすべての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、すべてを受給者の住所地(平成27年1月1日現在)の市町村に提出することになっています。

なお、青色申告で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れず提出してください。

◆問い合わせ

税務課課税班

☎(84)1212